

新納忠元公生誕 500 年記念事業 における団体提案事業補助金 ガイドブック

募 集 期 間

令和7年7月1日(火)～令和7年9月1日(月)

募集締切日及び審査会日程

募集締切日	審査会日程
令和7年9月1日(月)	令和7年9月12日(金)

◆◆◆ お 問 合 せ 先 ◆◆◆

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市企画政策課政策調整係

電 話：0995-23-1311 (1123)

メー ル：seisaku@city.isa.lg.jp

※提案の事業決定は内示であり、補助金は令和8年第1回伊佐市議会定例会において予算が議決されてから決定となります。

1. はじめに

2026 年（令和 8 年）は、郷土の誇りである新納忠元公が 1526 年（大永 6 年）に誕生してから 500 年という記念すべき節目を迎えます。忠元公は、戦国の世にあり文武両道に優れ、教育者として、また、産業振興に優れ、後世に大きな功績を残しました。

そこで伊佐市は、この生誕 500 年を契機として、忠元公の功績を次の世代に引き継ぐとともに、各種の新納忠元公生誕 500 年記念事業（以下「記念事業」という。）について市を挙げて開催することから、団体からも事業提案を広く募集するとともに、提案された事業を実施するための補助金を交付します。

1－1. 基本方針

- (1) 伊佐市にかかわる人全員で、新納忠元公生誕 500 年を盛り上げる
- (2) こどもへ新納忠元公の功績を分かりやすく伝える
- (3) 大人は新納忠元公の功績を深く知り、共に称える
- (4) 市外住民へ新納忠元公の功績を広く発信する

1－2. 団体提案事業補助金とは

新納忠元公生誕 500 年を記念して、団体が実施する記念事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2. 補助金の申請

2-1. 事業実施期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）までです。

2-2. 対象となる団体

民間事業者、研究機関、NPO法人、2人以上で結成された任意団体のうち次の要件をすべて満たすものとします。なお、市内外は問いません。

- (1) 提案する内容を確実に実施する能力や資格を有する者
- (2) 国税及び地方税の滞納がない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けていない、もしくは決定後、復権を得ている者
- (4) 政治活動または宗教活動を主たる目的としていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当しない者

2-3. 対象となる記念事業

●提案する記念事業内容は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 記念事業としてふさわしく、自ら主体的に実施するもの
- (2) 新納忠元公に関する功績等の周知や関連する歴史の継承など、市民の気運醸成が図られるもの、又は市外住民へ広く伝え集客が図られるもの
- (3) 独自性があり、自らが確実に実施可能なもの
- (4) 原則として、記念事業実施期間中または後年度に、本市に新たな財政負担が生じないもの。ただし、本市が予算措置すべきと判断した場合はこの限りではありません。

●上の条件を満たす場合でも次のいずれかに該当する事業である場合は対象となりません。

- (1) 政治的、宗教的及び思想的活動を目的とする事業
- (2) 法令、条例等に違反する活動や公序良俗に反し、または反するおそれがある事業
- (3) 当事業が国、県、市等から補助金、助成金等を受けている事業
- (4) 事業のすべてを民間事業者等に委託する事業

2-4. 補助金額

1 団体につき 1 事業のみとします。

補助額	補助率	1 団体（1 事業）あたりの限度額
対象経費のすべて	100%	50 万円

※補助金額の 1,000 円未満は切り捨てとなります。

2-5. 補助対象経費

●対象となる経費は、補助金の交付決定日から令和 8 年 12 月 25 日（金）までに実施された、補助対象活動に直接要した次の経費とします。

対象経費項目	内 容
賃 金	事業のために雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）
報 償 費	講師、通訳、出演者など外部の専門家への謝礼等
旅 費	外部の専門家の交通費、宿泊費等
印 刷 製 本 費	チラシ作成等の広報宣伝用の印刷製本費
消 耗 品 費	事務用品や書籍等
委 託 費	会場設営費、看板製作費、ホームページ制作費等
役 務 費	広告宣伝費、郵便代、ボランティア保険等
使用料賃借料	会場使用料、車両借上料等
原 材 料 費	資材、材料費等
そ の 他 経 費	上記以外の経費で特に必要と認められる経費

●対象外経費

- (1) 団体の構成員に対する人件費（給料、手当等）
- (2) 飲食費
- (3) 備品購入費
- (4) 工事費
- (5) 団体の経常的な活動にかかる経費
- (6) その他社会通念上必要でないと認められるもの

2－6．募集期間

令和7年7月1日（火） ～ 令和7年9月1日（月）※当日必着

※審査会は9月12日（金）に実施します。

2－7．採択件数

最大2事業

2－8．申請から事業終了までの流れ

N0	項 目	期日等
1	募集要項の公表	令和7年7月1日（火）
2	事前面談及び質問書の受付期間	令和7年7月1日（火）～令和7年8月25日（月）
3	企画書締切日（当日必着）	令和7年9月1日（月）
4	提案（プレゼンテーション）審査	令和7年9月10日（水）
5	審査結果通知	令和7年9月19日（金）まで
6	予算措置（令和8年度事業）	令和8年3月
7	補助金申請（概算払いも可能）	令和8年4月1日（水）から事業実施前日まで
8	事業実施	令和8年4月1日（水）～令和8年12月25日（金）
9	実績報告書提出	事業終了後30日以内か令和9年1月25日（月） のいずれか早い日
10	補助金額の確定通知	実績報告提出後
11	請求書の提出	確定通知交付後
12	補助金の交付（概算払いも可能）	請求書提出後

2－9．申請に必要な書類

●以下の申請書類に必要な事項を記入の上、募集期間内に提出してください。

- (1) 新納忠元公生誕500年記念団体提案事業実施申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要書(様式第4号)
- (5) 申請団体の会員名簿(様式第5号)

(6) その他市長が必要と認められる書類

●様式は伊佐市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.isa.kagoshima.jp/>



●提出先・受付時間

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市企画政策課政策調整係

電 話：0995-23-1311 (1123)

メール：seisaku@city.isa.lg.jp

受付時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3. 補助金の審査

申請事業は「新納忠元公生誕 500 年記念団体提案事業審査会」で審査を行い、審査会の審査結果をもとに、採択の可否を決定します。審査は、申請書類とプレゼンテーション（団体による事業説明と質疑応答）の内容をもとに、総合的に行います。適合性、独自性・独創性、実現性、公益性、PR 性、費用の妥当性などの観点から、職員等で構成される審査会にて審査を行います。審査結果をもとに、採択の可否を決定します。

3-1. 提案（プレゼンテーション）審査

●審査項目（6 項目、7 着目点）

項 目	着 目 点
適 合 性	・ 基本方針に沿った事業内容であるか
独自性・独創性	・ 団体による独自または独創的なアイデアや技術、工夫等に基づいたものであるか
実 現 性	・ 法令や条例等で規制されていないか ・ 事業計画等から事業実施に実現性があるか
公 益 性	・ 市民の理解と共感を得られるものか
P R 性	・ 記念事業内容が広く市内外に PR できることが見込めるか
費用の妥当性	・ 原則として伊佐市に新たな財政負担や業務負担を生じさせないものか

●採 点

採点は 5 段階評価とし、7 着目点×10 点＝70 点満点により評価を行います。

区 分	評 価
高く評価できる	10 点
評価できる	8 点
普通	5 点
あまり評価できない	3 点
評価できない	0 点

※採択件数に達しない場合でも、「評価点数が 45 点に達しない」又は「評価できない」

項目がある場合は不採用となります。

●審査会の流れ

事業説明（15 分以内） ～ 質疑応答（10 分程度）

●留意点

プロジェクター、ケーブル、スクリーン及び電源は本市で準備しますがパソコンは各自で準備してください。

3－2．結果の通知

「事業実施採用内示（不採用）通知書」により通知します。また、事業が採択された団体には、令和 8 年度予算成立後（令和 8 年 3 月以降）に補助金を受けるために必要な書類を送付しますので、手続をお願いします。

4. 事業の実施

4-1. 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 事業PRへの協力

事業実施時には、報道機関からの取材を含め、できる限り本記念事業PRをお願いします。ロゴマークを積極的に使ってください。（採択事業については、ロゴマーク使用申請書の提出は不要です。）

(2) 事業の安全対策等について（保険加入等のお願い）

無理のないような計画で、十分に安全性を保ちながら事業を行ってください。また、保険に加入する際は、実施内容に対して補償内容が適切か確認してください。

(3) 消耗品などの購入

事業実施に必要なものは、できる限り伊佐市内業者で購入・賃借してください。また、できる限り経費節減に努めてください。

(4) 受領証及び領収証の受取

- ・宛名は、申請団体名でもらってください。相手方の住所、氏名（お店の名前）、印鑑が必要です。また、日付・金額・但し書き（内訳など）が書かれてあるかどうかご確認ください。
- ・但し書きに、個々の品目が分かるように品名を記入してもらってください。
- ・個々の品目が分かるような領収証の発行が難しい場合は、実績報告の際に納品書や請求書を添付してください。

(5) 事業内容等の変更等

事業内容の変更・中止・廃止や、経費の配分を変更するときは、軽微な変更を除き、本市の承認が必要となりますので、事前にご相談ください。

4-2. 実績報告

事業完了後30日以内か、令和9年1月25日（月）のいずれか早い日までに、「補助事業等実績報告書」を提出してください。

●添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(3) 領収書、受領書等支払いを証明するものの写し

(4) 事業の実施状況が確認できる書類（写真、ちらし等）など

4－3．補助金の支払い

補助金の支払いは、団体名の入った口座又は団体代表者の口座に支払います。

4－4．その他

●市ホームページ等への掲載

採択事業については、多くの人が参加できるように市ホームページ、SNS等で団体の名称や事業名、事業内容、実施日時、場所、団体の名称、代表者の氏名・連絡先等についてお知らせさせていただきます。

●関係書類の整理・保管

事業の収入と支出がわかる書類（帳簿や領収証など）は団体で整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その書類は、補助金を交付した年度の終了後、5年間は保管しなければなりません。